

平成27年度第16回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提出日：平成27年11月24日
 担当部・課：総務部 管財課〔内線4085〕

① 件 名
建設工事の入札に係る最低制限価格の設定基準の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市建設工事の入札に係る最低制限価格の設定基準は、これまで公共工事における一定の品質を確保するため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに、本市において独自に定めた率を加算した額を基準としていたが、現在においては入札中止割合が改善されてきている一方で、当該加算率を要因に応札される競争範囲が狭い為に、最低制限価格未滿により失格となる割合が増えている状況が見られる。</p> <p>【目的】 中央公契連モデルの係数で定める額を基準に、本市独自に定めた率の加算を廃止し、更なる入札中止対策と建設工事に係る適正な施工の確保を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令等】 地方自治法施行令第167条の10第2項 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について （平成25年5月14日国官会第266号） 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
石巻市入札制度検討委員会（平成27年10月20日開催）において審議
⑤ 主な内容
<p>石巻市建設工事等競争入札参加心得別表の最低制限価格の設定基準のうち、1建設工事において、設定基準を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">【改正】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>A（最低制限価格） =（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.55） （ただし、 A ≧ 予定価格×7／10）</p> </div> <p style="text-align: center;">【現行】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>A（最低制限価格） =（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.55） ×1.05 （ただし、 A ≧ 予定価格×7／10）</p> </div>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>建設工事に係る積算方法の明確化を図ることができる。 また、入札予定価格に対し、適切な最低制限価格を設定することにより、入札中止割合を改善し、工事の施行を確保するもの。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県及び近隣市町においては、独自加算率の設定なし</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>○業者周知等 市ホームページに掲載し周知する。</p> <p>○施行年月日 平成28年1月1日から施行し、同日以降に公告又は指名の通知をする工事について適用する。</p>
<p>⑨ その他</p>